

『小型移動式クレーン運転技能講習』のご案内

小型移動式クレーンの運転業務に従事する場合は、労働安全衛生法に基づく資格が必要です。つり上げ荷重 1 トン以上5トン未満の小型移動式クレーンは、当該技能講習修了者であれば、運転ができます。

当協会では、小型移動式クレーン運転業務に従事できる資格取得と当該作業における労働災害防止を図るため、作業の基本的な知識・技能を身につけて頂くことを目的に下記のとおり講習会を開催致します。

1. 実施日

回	日 程	回	日 程
第1回	2019年 4月22日～24日(月～水)	第5回	2019年12月 2日～ 4日(月～水)
第2回	2019年 6月 4日～ 6日(火～木)	第6回	2020年 2月 3日～ 5日(月～水)
第3回	2019年 8月27日～29日(火～木)		
第4回	2019年10月 1日～ 3日(火～木)		

2. 会場

福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場 (北九州市戸畑区中原46-1)

3. 講習内容

	科 目	時 間	
1日目	小型移動式クレーンに関する知識	6時間	8:30～
	関係法令	1時間	
2日目	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	3時間	8:15～
	小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	3時間	
	小型移動式クレーンの運転のための合図	1時間	
3日目	小型移動式クレーンの運転	6時間	8:15～

※上記内容のほかに、2日目に学科試験、3日目に実技試験があります。

4. 受講料・テキスト代(消費税増税により価格改定有)及びお支払方法 (単位:円)

受講区分		講習時間	受講料	テキスト代	合計
A	クレーン・デリック運転士免許、揚貨装置運転士免許を受けた者、床上操作式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習を修了した者	16時間	税込み 35,100 (税抜き 32,500)	税込み 1,674 (税抜き 1,550)	税込み 36,774 (税抜き 34,050)
			税込み 38,880 (税抜き 36,000)		税込み 40,554 (税抜き 37,550)
B	上記以外(全科目受講)の方	20時間			

◎受講料のお支払い方法

受講料は、開講日の一週間前までに振込み又は事務局までご持参ください。

振込先：西日本シティ銀行 黒崎支店

名 義：公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 八幡支部

口 座：普通 番号 2194576

※振込先をお間違えないよう宜しくお願い致します。

※振込手数料は、貴方でご負担をお願いします。

※一度納金された受講料は返金できません。

5. 免除科目

上記、受講区分A（講習時間16時間）の免除科目は、

「小型移動式クレーンの運転のための合図」1時間、

「小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識」3時間となります。

6. 受講資格：年齢 満18歳以上

7. 申込み方法

①受講申込み前に講習会の空き状況を事務局までお問い合わせください。

②技能講習申込書に必要事項を記入の上、本人確認書類の写し（表・裏）と一緒にFAXにて提出ください。受講の一部免除を受ける方は、免除要件の資格証の写し（表・裏）も一緒にFAXにて提出ください。

追って、事務局からご連絡いたします。

③その後、技能講習申込書原本、証明写真、本人確認書類の写し（表・裏）及び免除要件の資格証の写し（表・裏）を持参又は郵送で提出してください。

※本人確認書類の写しとして住民票を添付するときは、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものに限りません。

※技能講習申込書は、八幡労働基準協会ホームページに掲載しています。

※申込書に貼付する写真は、修了証に使用します。証明写真の規格に合ったものを提出してください。（基本的に無地の背景、肩から上の顔写真で顔全体が見えるものとし、背景に影のあるもの、頭が切れているもの、画像が不鮮明なものは使用できません。）

※受講申込み後の取り消しはできません。（一定条件の下での次回繰越、受講者の変更は可能ですので、詳しくは事務局にお問い合わせください。）

8. その他

◎受講票は、申込受付が完了後、FAXにてお送りします。

◎遅刻、早退が発生した場合は、その時点で受講不可になる場合があります。

◎受講免除資格をお持ちの方は、講習申込時に必ず免除申請して下さい。

◎修了証は、申込担当者又は修了者へ郵送でお送りします。

9. お問い合わせ・申込書送付先

事務局：八幡労働基準協会

住 所：〒805-0058 北九州市八幡東区前田 1520-16

ミドリ安全北九州(株)2階

TEL：093-661-5288

FAX：093-661-5299